

○総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長 宅川靖次

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました議案は、「議案第79号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」及び「議案第85号 工事請負契約の締結について（鳴門市デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事）」ほか請願1件であります。

当委員会は、去る9月13日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件は原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第79号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。県から派遣されている指導主事の給料月額及び期末勤勉手当について、県職員との均衡の観点から、県同様の削減措置を実施するため所要の改正を行うものでした。

理事者から県での給与削減の内容について、役職に応じこれまでの削減率よりそれぞれ5パーセントから2パーセント削減率が増えているとの説明があり、期末手当等の削減の状況などについても説明がありました。

今回の条例改正が可決された場合、10月からの施行となり、すでに削減されている県等の職員との格差が生じるが、これについては本年12月に支給する期末手当の中で調整するとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第85号 工事請負契約の締結について（鳴門市デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事）について」であります。鳴門市デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事について、請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号ならびに鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、落札価格が最低制限価格と同額になった点について質疑があり、理事者からは、平成24年4月1日より、入札金額により最低制限価格が変動する変動制最低制限価格を採用しており、制度上、結果として今回のように落札価格が最低制限価格と同額になることもあるとのことでした。委員からはこのような新たな制度となるような場合、議会に報告があってもよいのではとの意見が出されました。

また委員からモーターサイレンの設置箇所について、現在の計画では北灘、大毛、里浦地区では、沿岸漁業を行っている方にもサイレン音が届く、高出力のサイレンを設置する予定になっているが、瀬戸地区には予定が無く、島田、堂浦沖で操業されている方にも情報が伝わるよう高出力のサイレンを整備して欲しいとの要望がありました。理事者からは、サイレンの整備計画については実施設計時に行った音達調査を反映させたものになっており、また自主防災会、消防団及び漁協の方とも協議を行い計画しているところだが、そのような要望があれば、変更できる範囲で検討したいとの説明を受けました。

また、委員から電話応答装置について一気に電話がかかってきた場合の対応について質疑があり、理事者からは一度に20件ぐらいかかってきても対応できると考えているとのこと、専用の電話番号を設け市民へ周知していくとの説明を受けました。

また委員からは、工事の進捗管理等については委託業者に任せきりではなく、行政も担当者がしっかりと行い、計画通り工事が進む

よう管理して欲しいとの要望がありました。委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。